

平成28年〇月

分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案

司法研修所刑事裁判教官室

1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的な事案に応用する実践的教育であるから、できる限り具体的な事件に即して実践的かつ動態的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した手続進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得

させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的な事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。

ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。

（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通観的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなどするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、

各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力のかん養の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的な事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案を取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をしただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか），という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上で刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

平成25年8月

分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案

司法研修所刑事裁判教官室

1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、当教官室作成の「新司法修習における分野別実務修習（刑事裁判）について」（平成20年5月）（以下「刑裁ペーパー」という。）に記載された指導理念を踏まえるとともに、刑裁ペーパー配付後に生じた集合修習における指導内容の変更等をも考慮し、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標（刑裁ペーパー1頁）を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的な事案に応用する実践的臨床教育であるから、できる限り具体的な事件に即して実践的かつ動態的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した実体法・手続法進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行なうことも考えられる。）。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行なっていただきたい。

イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的な事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手續が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手續の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。
(このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。)

ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通覧的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

裁判員裁判の審理（及び評議）を傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなど等をするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力のかん養の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的な事件に現れた実体法及び訴訟法手続上の問題点や量刑について調査研究検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をしただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか），という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上で刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

書式変更

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

平成27年度(第69期)	
配属地	修習順序 ～～～
氏名	研修所 組番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること（指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。）。
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙（コピー用紙等）を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1, 10-2），ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

刑 事 裁 判 修 習

配 属 部 指 導 担 当 裁 判 官 印 檢		令 状 事 勿 指 導 担 当 裁 判 官 印 檢	
----------------------------------	--	------------------------------------	--

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	日
平成 年 月 日 まで	
配 属 部	
指 導 担 当	
裁 判 官	
氏 名	
令 状 事 勿 指 導 担 当 氏 名	

1 起案

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
1	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項 <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項： <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項： <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項： <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項： <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：

※ 該当する□をすべてチェックすること。
 ※ 刑事修習記録に基づく問題研究起案は記入しないこと。

2 問題点を検討した手続傍聴

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：
2	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果
3	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果
4	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：
5	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：
6	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：
7	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：
8	事件名： □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他 []	検討事項： 検討結果：

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項： 検討結果：

※ 傍聴の前後に問題となる事項を検討した事件に限って記入すること。

※ 該当する□をすべてチェックすること。手続の種類で「その他」をチェックした場合には、その右の〔 〕欄に具体的な手続の種類を記入する。令状手続は3に記入する。

3 令状事務

項目	検討事項及びその結果概要

※ 項目欄には、「令状事務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴〇件」など、修習の種類を具体的に記入する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限ってその件数を記入する。

※ 令状事務に関して起案を行った場合には1に記入する。

4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名： <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：
事件名： <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：

※ 該当する□をすべてチェックすること。

※ 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記入しないこと。

5 その他

項目	検討事項及びその結果概要

- ※ 項目欄には、「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記入する。
※ 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるよう記入する。

分野別実務修習のガイドライン

1 検察の分野別実務修習における指導目標・指導方法

- (1) 司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導するものとされ（司法修習生指導要綱（甲）第1章第2），検察の分野別実務修習の指導目標は、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることとされている（同第2章第1・4(2)ア）。
- (2) 検察の分野別実務修習における指導方法は、事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導し、事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とし、公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導すること等とされている（司法修習生指導要綱（甲）第2章第1・4(2)イ、分野別実務修習における各分野の指導準則第2・2(2)ないし(6)）。

2 捜査実務修習について

- (1) 司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
- ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、できるだけ多くの実際の事件に基づいて、流動的な証拠関係を前提とした捜査方針の策定、証拠収集及びその結果を踏まえた事実認定上・法律上の問題点の検討等を体験的に学ばせることができが、効果的である。
- そのため、司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
- イ 修習生には、進行中の事件（在宅、身柄を問わない）の取扱いを可能な限り体験されることとするが、各府の実情に応じて、以下の(ア)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての捜査実務修習を行うことができる。
- (ア) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で捜査実務修習を行わせる方法
(イ) 確定事件の記録を用いる方法（例えば、手続の各段階における捜査方針の検討、事実認定上・法律上の問題点の検討、模擬取調べを実務に即して行わせるなど。）
- (2) 捜査実務修習における指導の内容として、司法修習生に対し、具体的な事件

について、以下の点に留意しつつ、事案の真相解明のための検討方針（証拠収集及び取調べ）の検討、検査（証拠収集、取調べ）の体験、終局処分の在り方（事案の真相の把握、予想される争点を見越した証拠の評価・事実認定、法令の適用、事件報告、起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。

ア 前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

イ 身柄事件について検査実務修習を行わせる場合は、被疑者の逮捕・勾留をめぐる問題点等、身柄事件に伴う検査上の留意点についても検討等をせざるよう配慮する。

ウ 修習生に、少なくとも1回は、指導係検事等の指導の下、進行中の事件の被疑者又は参考人の取調べにおいて、取調べ事項の全部又は一部について、自ら発問を行うことを体験させるように努める。

エ 各庁の実情に応じ可能であれば、指導係検事又はいわゆる里親検事が行う検査に立ち合わせ、その指導を受けさせるように努める。

3 公判実務修習について

(1) 各司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせる。

ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、実際の事件に基づいて、公判における争点に即した立証方針の策定、証拠整理・証拠開示、証人尋問の準備等の公判準備、冒頭陳述・論告等の主張検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせるように努める。

イ 修習生には、公判係属中の事件の取扱いを可能な限り体験させるように努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ア)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての公判実務修習を行うことができる。

(ア) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で公判実務修習を行わせる方法
(イ) 確定事件の記録を用いる方法

(2) 公判実務修習における指導内容として、司法修習生に対し、具体的な事件について、証拠整理・証拠開示、裁判所提出書面（証拠等関係カード、証明予定期実記載書面、冒頭陳述、論告等）の起案、公判準備（裁判員裁判の公判リハーサル、証人テスト等）への立会い、公判前整理手続、公判手続の傍聴、控訴審査等への立会い等を行わせる。

なお、検査実務修習の指導の場合と同様、前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

平成27年度(第69期)	
配属地	修習順序 ～～～
氏名	研修所 組番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること(指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。)。
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙(コピー用紙等)を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し(例:10-1, 10-2), ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

検察修習

指導官	
検印	

修習期間			欠席日数
平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	
指導官			
氏名			

1 検察実務導入教育

講義・談話、演習(注)、取調べ傍聴、その他

事項	時間数	修習内容等
(例) 講義（事件受理時の留意点等）	○ 時間	警察から送致を受けた事件について、検察官として留意すべき事項、補充捜査の在り方等についての講義。
(例) 模擬取調べ演習	○ 時間	確定事件記録（自動車窃盗で犯人性を否認していた事案）を用いて、修習生が A役・P役に分かれ、模擬取調べを実施。

事項	時間数	修習内容等

(注) 処理済みの事件記録（確定した事件や不起訴処分とした事件の記録を含む。以下同じ。）等を用いた演習等のうち、導入教育として実施されたものを記入する。

2 捜査実務演習

(1) 捜査及び事件処理等

	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
例	強 盗	2	勾 留	公判請求	修習生2名共同検討
	事案の概要及び問題点 2人組により連続路上強盗事件(3件)。 強取金額合計15万円。 強盗と恐喝の区別が問題になった。		修習の内容 強盗と恐喝の区別につき裁判例を調査し、事件検討メモの作成と起訴状の起案。 Vのうち1名の取調べを担当。		
例	罪名 強盗殺人	被疑者数 1	身柄区分 勾 留	処分内容 公判請求	関与形態 確定事件記録を用いた検討
	事案の概要及び問題点 コンビニで万引きをしたAが、これに気付き捕まえようとした店員を、所持のナイフで刺殺した事案。 殺意の有無が問題となった。		修習の内容 確定記録のうち、送致段階の記録の配布を受け、争点の把握、補充検査事項等を検討し、その後、追送された記録の配布を受け、殺意等についての事件検討メモ、起訴状を作成。		
1	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		

	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態	
2	事案の概要及び問題点		修習の内容			
3	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態	
	事案の概要及び問題点		修習の内容			
4	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態	
	事案の概要及び問題点		修習の内容			
5	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態	
	事案の概要及び問題点		修習の内容			
6	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態	
	事案の概要及び問題点		修習の内容			

	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態		
7	事案の概要及び問題点		修習の内容				
	罪名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態		
8	事案の概要及び問題点		修習の内容				

- (注) 1 処分内容欄には、起訴の場合、公判請求、即決裁判手続、略式請求の別等を、不起訴の場合、裁定主文を記入する。
- 2 関与形態欄には、「単独」、「修習生〇名の共同捜査」等と記入する。
- 3 修習の内容欄には、当該事案に関して行った捜査方針の検討、取調べその他の証拠収集活動、終局処分の検討、起訴状や決裁メモの起案等について記入する。
- 4 修習の内容欄に、取調べについて記入する場合、取調べの対象者（被疑者、被害者等）が分かるように記入する。また、取調べについては、発問全てを行った場合に限らず、発問の一部を行った場合であっても、修習の内容欄に記入して差し支えない。
- 5 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、関与形態欄に「確定事件記録を用いた演習」などと記入する。

(2) その他

事項	修習日数	修習内容等

- (注) この欄には、捜査実務に関する修習のうち、2(1)に該当しないもの、例えば、検察演習問題等の検討・討論、各修習生が処理した事件についての発表会のほか、捜索・差押え、検証、実況見分、検視、司法解剖等の各立会い等について記入する。

3 公判実務修習

罪名及び事案の概要	修習・起案の内容
(例) 覚せい剤取締法違反 暴力団員である被告人が、覚せい剤を営利目的で輸入した事案。	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠整理、証拠等関係カードの起案 ・冒頭陳述要旨の起案 ・譲受人の証人テストの立会い及び尋問事項書の起案 ・裁判員裁判のリハーサルへの参加（発問等） ・事件記録を検討し、当該事件の公判前整理手続/公判手続を傍聴

(注) 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、罪名及び事案の概要欄の罪名に続けて「(確定事件記録を用いた演習)」などと記入する。

4 講義・講話・見学・研究会等

事項	修習日数	修習内容等

(注) この欄には、1に該当しない講義、講話、見学、研究会等が実施された場合に記入する。

【弁護実務修習ガイドライン】

1 弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は、司法修習生が、多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し、指導担当弁護士の指導下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ、弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また、「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ、弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして、そのためには、単に多数・多種の事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに、修習生が、指導担当弁護士の指導の下で、自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって、主体的、積極的に弁護修習に取り組ませることにより、当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から、この分野別弁護修習のガイドラインは、事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお、このガイドラインは、弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり、上記目標を達成できる他の手法を実践することを何ら拒むものではない。

2 指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は、刑事、民事ともに、以下の(1)～(7)の各項目を、偏ることなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

(1) 事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む。）、被疑者・被告人との接見等に立ち会わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとで発問をさせるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

(2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析（要件事実に基づく法的構成）、立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者

が訴える背景事情、解決手段の選択、解決の見込み等について、最初に意見を述べさせた上で、指導担当弁護士と意見交換を行う。

(3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には、主張書面、陳述書、弁論要旨等の法律文書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、添削理由等について修習生と意見交換することにより指導する。なお、その際の意見交換は、最初に司法修習生に、自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合、指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には、事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ、各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は、民事の場合であれば、ことに要件事実の構成、簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開、主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後、可能な限り、司法修習生に、指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は、司法修習生の修習意欲を高める観点から、裁判所に提出する書面の作成に際し、司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお、係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は、修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状、答弁書等の起案や、既済事件の記録に基づく準備書面、弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

(4) 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

記録の精査、及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして、尋問事項書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、意見交換を行う。このときも、まずは司法修習生から説明をさせる。

なお、指導に際しては、尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ、不利益な証拠の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ、完成させる。指導担当弁護士は、修習生が完成した尋問事項書を、可能であれば活かして尋問し、これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後、再び、この尋問を巡って意見交換を行う。

(5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書、回答書、示談書、契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は、修習生の起案を添削し、記載内容が当該事案に適切

に対応しているかどうかや条項の過不足、訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で、司法修習生は起案を完成させ、指導担当弁護士は、これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から、自己が実際に使用する文書の作成に際し、可能であれば司法修習生の起案を参考にし、完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

(6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については、最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）体験させるよう努めるものとし、指導担当弁護士の立会い及び指導の下、手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを、適宜の起案等を行わせ、意見交換を行うなどして修得させる。

なお、起訴前弁護においては、被疑者の身柄を解放すべく、勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ、同起案を元に、身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに、指導担当弁護士が受任の機会を持てない場合に備え、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようとする。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

(7) その他の事件

例えば、民事保全、執行、倒産事件、家事事件、少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても、新件あるいは係属中のものについては、上記(1)から(4)の方法で参加させ、体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は、既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ、それを元に意見交換する。なお、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

以上

平成27年度(第69期)	
配属地	修習順序 ～～～
氏名	研修所 組番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること(指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。)。
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙(コピー用紙等)を追加して記載すること。その際には、枚番を付したページ番号を記載し(例:10-1, 10-2), ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

弁護修習

指導担当	
弁護士検印	

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	日
指導担当	
弁護士	
氏名	

1 民事弁護

(1) 法律相談（弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの）、交渉、受任等の立会傍聴

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

- (注) 1 番号欄には番号を付し、事案の内容により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 2 1件ごとに、予想される問題点及び聴取技術・弁護士倫理上考慮した点等について留意し、それらについて事前・事後に検討した結果を記入する。
- 3 訴訟手続の期日間における、当事者等との打合せは、(2)(3)に記入する。

(2) 争訟事案

① 起案（訴訟・調停[民事・家事]・ADR等の訴状・申立書・準備書面、内容証明等）

1	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点
2	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点

3	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
4	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
5	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
6	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	

② 弁論等傍聴（口頭弁論、弁論準備、和解、調停、審判、審尋、裁判官面接等）

番号	事件名	手 続	問題点	検討結果等

- (注) 1 担当弁護士から指導を受け、あるいは事件の記録を十分検討するなど手続進行について修習生が準備を行った場合に記入し、単に法廷傍聴をしただけの場合は、この表に記入する必要はない。
- 2 尋問を傍聴した場合には⑤に記載する。
- 3 1件ごとに、横線により区切りを設ける。

③ 期日間における当事者との打合せなど

番号	打ち合わせた内容等	問題点とその検討結果

④ 尋問等に向けた準備活動

- 当事者・関係者からの事情聴取

事件名	聴取対象者	事案の概要・聴取内容	問題点とその検討結果等

(注) 「問題点とその検討結果等」では、事情聴取に際して事前に検討していた問題点や、事後的に検討した問題点、聴取に当たっての留意点等について記入する。

- 起案（尋問事項書・陳述書等）

事件名	起案の種類	事案の概要・起案内容	問題点及びその検討結果等

⑤ 尋問の傍聴

事件名	争点	事前に準備した事項	傍聴結果等

(注) 尋問の傍聴に際し事前に準備した事項と、それを踏まえての傍聴結果、感想等を記入する。

⑥ 保全・執行・倒産等

・ 保全

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 保全事件（仮差押、仮処分、保全異議、保全取消）について、相談への立会い、申立書等の起案、裁判官との面談への立会い、担保金関係業務等を経験した場合には、ここに記入する。

・ 執行

事件名	手續	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 執行事件について、相談への立会い、申立書等の起案、執行官による執行の立会い等を経験した場合には、ここに記入する。

・ 倒産

事件名	手續	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 倒産事件について、相談への立会い、申立書等の起案、管財人事務等、審査期日、債権者集会の傍聴等を経験した場合には、ここに記入する。

・ その他（証拠保全等）

事件名	手 続	内 容	問題点及びその検討結果等	起 案

(3) 争訟事案以外の弁護士業務（契約書の起案等、株主総会等の立会傍聴、他の弁護士業務）

番号	内 容	問題点及びその検討結果等

（注） 内容欄には、実体法上の問題点、聴取技術・資料調査方法、弁護士倫理上考慮した点について適宜記入する。

(4) 事務職員の業務（事件簿、ファイリング、文書管理、記録の保管、裁判所等との連絡事務、依頼者・顧問先データ管理、会計処理等について修習した場合）

内 容	問題点及びその検討結果等

2 刑事弁護

(1) 被疑者弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	(□少年) (□国選 □私選 □当番)	□自白 □否認		
	(□少年) (□国選 □私選 □当番)	□自白 □否認		
	(□少年) (□国選 □私選 □当番)	□自白 □否認		

(注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。

2 「活動の具体的な内容」には、接見、身柄解放に向けた活動、被疑者や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、起案（準抗告申立書等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

(2) 被告人弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	(□国選 □私選)	□自白 □否認		
	(□国選 □私選)	□自白 □否認		

	(□国選 □私選)	□自白 □否認		
--	--------------	------------	--	--

- (注) 1 被疑者段階から関与した被告人については、被疑者弁護欄の番号を記入する。
 2 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。
 3 「活動の具体的な内容」には、接見、保釈請求、公判準備（証拠検討、方針検討、現場見分、被告人等との打合せ、尋問準備等）、示談交渉、公判前整理や公判への立会い、起案（保釈請求書、弁論要旨等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）の概要を記入する。

(3) 少年付添い

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	(□国選 □私選)	□自白 □否認		
	(□国選 □私選)	□自白 □否認		
	(□国選 □私選)	□自白 □否認		

- (注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。
 2 「活動の具体的な内容」には、面会、身柄解放に向けた活動、少年や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、調査官や裁判官との面会、審判準備（記録検討、方針検討、現場見分、証人や関係者等との打合せ、尋問準備等）、起案（意見書等の裁判所提出書面だけでなく、方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

3 講義、講演、見学及び模擬裁判その他等（民事・刑事共通）